

# 令和4年度 事業計画

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会

# 令和4年度 社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会 事業計画

## 第1 経営理念

「利用者本位」 「社会貢献」 「責任と実行」

## 第2 基本方針

沖縄県身体障害者福祉協会は、社会のすべての場面において、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供があたりまえに社会へ浸透され、障害のある人が障害のない人と等しく分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らすことができるよう共生社会の実現のための柱「心のバリアフリー」に向けて積極的な啓発・広報活動に取り組めます。

障害者支援施設の運営においては、就労支援センター太陽の町の新設を済ませ利用者の生活や就労の場の提供の機能をより一層に高め、地域のニーズに対応した透明で開かれた「安心・安全」な福祉サービスの支援体制を確立します。

また、グループホームの運営においても、グループホーム仲座の改築移転を好機ととらえ地域で一人ひとりが望んでいる生活を実現するために、個別的な支援、適切な情報提供を行い地域社会での自立促進に向けた支援を行います。

相談支援事業所については、公正かつ中立な支援を行うために、地域の様々な関係者と密接な連携を図り、その人らしい生活を継続することができるように包括的な相談支援を行います。

さらに、沖縄県身体障害者福祉協会は、おかげをもちまして本年4月に法人設立50周年を迎えようとしております。これを機に、さらなる社会福祉法人相互の連携・協働による諸課題の対応に努め、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、公益的な取り組みを実施します。

## 第3 重点目標

- 1 共生社会の実現に向け、障害者の日常生活と社会生活を支援する事業の推進を図る。
- 2 市町村障害者団体等との連携をもとに組織強化・育成を図る。
- 3 地域生活支援や文化芸術活動・障害者スポーツの振興のための各種事業の展開を図る。
- 4 障害者支援施設、共同生活援助事業所及び相談支援事業所の健全なる運営を図る。
- 5 会務運営の安定化と財政基盤の充実強化を図る。
- 6 職員の資質向上の推進と人材確保を図る。

- 7 社会福祉充実計画の策定と公益的な事業の取り組みを図る。
- 8 人事評価制度の導入により、職員の姿勢・成長力が待遇に反映されるように図る。

## 第4 実施事業

### I 法人本部運営事業

#### 1 本部運営・啓発事業

##### (1) 法人経営の適正化

- ① 理事会の開催 年2回以上
- ② 評議員会の開催 年1回以上
- ③ 会長会議の開催 毎月
- ④ 第三者委員会の開催 適宜

##### (2) 法人経営の透明性の確保

- ① 監事監査の実施 年1回
- ② 外部監査の実施 年1回
- ③ 法人情報の開示（事業所での閲覧、広報誌、ホームページへの掲載）

##### (3) 関係機関・団体との連携

- ① 県等の各種委員会等への参画
- ② 市町村身協等との連携強化
- ③ 日身連及び九身連との連携強化

##### (4) 財政基盤の強化

- ① 会員の入会促進
- ② 物品販売等の収益事業の実施

##### (5) 職員の資質の向上

- ① 職員研修会の開催
- ② 各種大会、会議及び研修会等への参加
- ③ 資格取得の支援

##### (6) 相談事業

障害のある人が社会生活上で生じる就労、財産、人間関係等に関する相談、その他必要な事柄について、適切な助言または指導を行うとともに必要に応じて訪問等を行う。

##### (7) 関係団体連携連絡会及び研修会開催事業

本会事業の効果的な運営を促進するため、市町村身体障害者協会、障害者団体、地域等との定期的な連絡会や合同研修・講習会等を開催するとともに情報提供、育成指導を展開し、各種福祉活動への参加促進を図る。

- ① 研修連絡会の開催及び参加
  - ア 市町村身体障害者協会長及び事務担当者会議 年2回
  - イ 障害者施策等に関する研修会又は講演会 年1回

- ウ 日本身体障害者団体連合会研修会及び連絡会 年1回
- エ 九州各県・政令指定都市団体長及び事務局長会議 年2回

② 活動育成事業

- ア 市町村身体障害者協会活動連携 30団体
- イ 関係団体活動連携 20団体

(8) 啓発広報事業

障害者の自立と社会参加の推進を図るための機関紙等による情報提供、ホームページの開示などあらゆる機会を通じて障害者に関する啓発宣伝を積極的に行う。

- ① 日身連新聞 毎月発送
- ② 沖身協だより 年3回発行
- ③ ホームページでの情報発信

(9) 障害者による書道・写真全国コンテストの応募取りまとめ

- ① 期日：令和4年7月～12月

(10) 社会福祉充実計画事業

社会福祉法人の財務規律の強化、明確化を図るために、社会福祉充実残額を日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対し無料又は、低額な料金により福祉サービスを提供する。

また、職員の処遇改善及び人材への投資、サービスの質の向上につながる建物、設備の充実、地域のニーズに対応した新たなサービスの展開を図る。

- ① 社会福祉事業又は公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ その他の公益事業

## 2 沖縄県障害者社会活動推進補助事業

(1) 沖縄県障がい者研修・講演会等開催事業

障害者の社会参加に関する関係法令や施策を障害福祉関係者・団体等とともに学び、地域社会における障害及び障害あるものの課題や役割などについて、広く共通認識を深めることを目的とする。

- ① 期日：令和5年2月
- ② 場所：県内全域

(2) 沖縄県障がい者スポーツ・レクリエーション開催事業

障害者スポーツ・レクリエーション等をとおして、障害者の機能回復訓練と体力の維持増強を図るとともに、障害のある人とない人の相互の理解と交流を深め、地域における積極的な社会参加に寄与することを目的とする。

- ① 期日：令和5年1月
- ② 場所：沖縄県総合運動公園レクドーム

## 3 指導者養成事業【沖縄県地域生活支援事業】

(1) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

講習会を開催し喉摘者の発声訓練を行う指導者を養成する。

- ① 期日：令和4年4月～令和5年3月
- ② 場所：宮古地区、石垣地区

#### 4 日常生活支援事業【沖縄県地域生活支援事業】

##### (1) オストメイト社会適応訓練事業

人工肛門、人工膀胱保持者に対する日常生活に必要な訓練・指導等を実施する。

- ① 期日：令和4年4月～令和5年3月（月に1回程度、宮古・八重山は年に1回程度）
- ② 場所：北部地区、中部地区、南部地区、宮古地区、八重山地区

##### (2) 音声機能障害者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者の生活の質的向上を目指して、食道発声訓練を実施する。

- ① 実施期間：令和4年4月～令和3年3月（月4回程度）
- ② 場所：沖縄統合医療学院

#### 5 社会参加支援事業【沖縄県地域生活支援事業】

##### (沖縄県障害者社会参加推進センター設置・運営)

沖縄県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者社会参加推進協議会の開催及び専門部会（身体・知的・精神）の運営、障害者及びその家族の抱える人権問題・生活支援等、各種の心配事や悩み事に関する相談対応（障害者110番）、並びに、身体障害者の社会経済活動への参加を促進する。

- (1) 沖縄県社会参加推進協議会の運営
- (2) 身体障害者及び知的障害者、精神障害者部会の運営
- (3) 市町村地域生活支援事業の協力、調査等
- (4) 各種団体の活動支援、調査等
- (5) 「障害者110番」運営事業

- ① 期日：令和4年4月～令和5年3月
- ② 場所：沖縄県身体障害者福祉協会

##### (6) 沖縄県身体障害者福祉展

沖縄県身体障害者福祉大会の開催にあわせて、身体障害者の社会経済活動への参加並びに文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

- ① 期日：令和4年12月
- ② 場所：南部地区

#### 6 全国障害者スポーツ大会九州予選会派遣事業

毎年、国民体育大会を併せて開催される「全国障害者スポーツ大会身体障害者団体競技九州ブロック予選会」に県選手団を派遣することにより、障害のある選手が、障害者スポーツの全国的祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験する

とともに、国民の障害者に対する理解を深め、障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

- (1) 第22回全国障害者スポーツ大会車いすバスケットボール競技九州予選会
  - ① 期日：令和4年6月
  - ② 場所：沖縄県（豊見城市）
- (2) 第22回全国障害者スポーツ大会聴覚障害者バレーボール競技九州予選会
  - ① 期日：令和4年5月
  - ② 場所：長崎県（予定）
- (3) 第22回全国障害者スポーツ大会グランドソフトボール競技九州予選会
  - ① 期日：令和4年5月
  - ② 場所：長崎県（予定）

## 7 県身体障害者スポーツ振興事業

- (1) 第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会の開催

身体障害者がスポーツを通じ、体力の維持増強、さらには自らの新たなる可能性を発見する機会を創るとともに、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

### 【アーチェリー競技】

- ① 期日：令和4年8月
- ② 場所：県立鏡が丘特別支援学校

### 【水泳競技】

- ① 期日：令和4年8月
- ② 場所：奥武山公園プール

### 【フライングディスク競技】

- ① 期日：令和4年9月
- ② 場所：県総合運動公園レクドーム

### 【卓球競技】

- ① 期日：令和4年9月
- ② 場所：豊見城市民体育館

### 【本大会・陸上競技】

- ① 期日：令和4年10月
- ② 場所：県総合運動公園陸上競技場

- (2) 宮古・八重山障害者スポーツ大会開催事業

大会の開催、障害者スポーツ指導員を派遣し大会の円滑な運営を図ること。

- ① 期日：令和4年5月～6月
- ② 場所：宮古地区、八重山地区

- (3) 身体障害者スポーツ教室事業開催事業

障害の有無を問わず誰もが参加できるレクリエーションボッチャを通じて、親睦と交流を深め、積極的な社会参加と共生社会の促進に寄与し、障害者スポーツの普及・振興

を図る。

- ① 期日：令和４年１０月～１２月
- ② 場所：圏域別（南部、中部、北部）

#### （４）障害者スポーツ指導員養成事業

多様な障害者スポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助をおこなう障害者スポーツ指導員の養成等を開催する。

- ① 期日：令和４年８月～令和５年２月
- ② 場所：県外

- ① 期日：令和４年５月～８月（３回程度）
- ② 場所：圏域別（南部、中部、北部）

## ８ 共同募金配分金事業

### （１）第５５回沖縄県身体障害者福祉大会（法人設立５０周年記念）の開催

本県の身体障害者及び関係者等が一堂に会し、身体障害者及び関係施策の一層の向上と障害者施策の具体的な推進を図り、未来を見据えた障害者の自立と社会参加を積極的に展開し、発展させ、福祉の増進を図ることを目的とする。

また、身体障害者の社会経済活動への参加並びに文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など発表の場を設ける。

- ① 期日：令和４年１２月
- ② 場所：南部圏域

### （２）第３５回九州身体障害者ゲートボール大会派遣事業

九州各県・政令指定都市の身体に障がいのある方が自立と社会参加を促進するため一堂に集い、障がい者スポーツに対する社会の理解、認識を深めるとともに、相互の親睦と交流を深める事を目的にゲートボール大会に派遣する。

- ① 期日：令和４年９月
- ② 場所：宮崎県

## ９ 沖縄県いきいき長寿センター助成事業

### （１）第６５回日本身体障害者福祉大会（ふくおか大会）派遣事業

日本身体障害者団体連合会に所属する全国各都道府県及び政令指定都市の身体障害者が一堂に会し、令和４年度の活動方針を決定するとともに、今後の障害者施策について協議し、障害者の自立と社会参加を積極的に展開し、発展させ、その福祉の増進を図ることを目的とした大会に派遣する。

- ① 期日：令和４年６月
- ② 場所：福岡県

### （２）第２９回九州ブロック身体障害者相談員研修会派遣事業

九州各県・政令指定都市の身体障害者団体・相談員が一堂に会し、事例発表を通じた情報の共有、相談支援に必要な知識・技術の向上を図る研修会に職員を派遣する。

① 期日：令和４年１２月

② 場所：鹿児島県

(3) 第１５回九州身体障害者グラウンド・ゴルフ大会（福岡県）派遣事業

九州各県・政令指定都市の身体に障がいのある方が自立と社会参加を促進するため一堂に集い、相互の親睦と交流を深めるとともに、障がい者スポーツに対する社会の理解、認識を深める事を目的にグラウンド・ゴルフ大会へ派遣する。

① 期日：令和４年１１月

② 場所：鹿児島県



## II 障害者支援施設運営

### I 施設入所支援事業

夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他身体機能または生活能力向上のために必要な支援を行なう。

- (1) 定員 60名
- (2) 提供日 日曜日～土曜日
- (3) 提供時間 24時間
- (4) 対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者

### 2 生活介護事業

常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、工作、園芸等の創作活動や運動系のレクリエーションをとおして身体機能や日常生活能力の維持向上に必要な支援の提供を行います。

- (1) 定員 60名
- (2) 提供日 月曜日～土曜日（休日は、日曜日、国民の休日・祝日、年末・年始、その他事業所が指定する日。但し、休日に事業を実施することもある。）
- (3) 提供時間 9：00～16：00
- (4) 対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者

### 3 就労継続支援B型事業

利用者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

- (1) 定員 30名（太希おきなわ）
- (2) 定員 20名（太陽の町）
- (3) 提供日 月曜日～土曜日（休日は、日曜日、国民の休日・祝日、年末・年始、その他事業所が指定する日。但し、休日に事業を実施することもある。）
- (4) 提供時間 9：00～16：00
- (5) 対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者

（一般企業の雇用に結びつかない者や、一定の年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者）

#### 4 短期入所事業

居宅においてその介護を行なう者の疾患及びその他理由により、短期間入所を必要とする障害者等につき、当事業所で入浴、排泄及び食事等の介護その他必要な支援を行なう。

- (1) 定員 4名
- (2) 提供日 日曜日～土曜日
- (3) 提供時間 24時間
- (4) 対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者

#### 5 共同生活援助事業所おきしんきょう事業

共同生活を営むべき住居に居住している人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行う。

- (1) 定員 34名
- (2) 提供日 日曜日～土曜日
- (3) 提供時間 24時間
- (4) 対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者

#### 6 特定相談・障害児支援相談支援事業

障害児・者及び家族・関係者からの生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携を図り、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう事業を行う。

- (1) 提供日 月曜日～金曜日
- (2) 提供時間 9時00分～17時00分
- (3) 対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者、障害児

### Ⅲ 公益事業

#### Ⅰ 実施事業

この事業は、聴覚障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等、その他の日常生活を営むうえで支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という）に、手話通訳、要約筆記等の方法により聴覚障害者等とその他の者に意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等（以下「意思疎通支援者」という。）の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図り、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者のうち、手話通訳者等の派遣に関する業務
- (3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者等の派遣に関する業務
- (4) 前2号及び3号を行う連絡調整業務等担当者（派遣コーディネーター）の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

##### ① 手話通訳者等・要約筆記者等派遣事業

派遣内容：医療・保健、司法、社会生活、労働・雇用、教育・保育、社会参加活動等

実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

受託団体：市町村意思疎通支援事業契約又は、その他関係団体及び一般企業からの斡旋

契約内容	市町村
手話通訳者等・要約筆記者等派遣(時間外・緊急時手話通訳者等派遣含む)	国頭村・今帰仁村・本部町・恩納村・金武町・読谷村 中城村・与那原町・南城市・豊見城市・八重瀬町（11カ所）
要約筆記者等派遣	那覇市 （1カ所）
時間外・緊急時手話通訳者等派遣	うるま市・沖縄市・浦添市・西原町・糸満市・嘉手納町 （6カ所）

##### ② 手話通訳及び要約筆記に関する各種研修会の開催

通訳の理論や実践をとおり、通訳の質を高めるとともに、同じ目的をもつ仲間づくり(チームワーク)を大切にし、お互いに研鑽できる方法を学ぶことを目的として開催する。

実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（年12回程度）

##### ③ 登録者向け説明会

本会登録者に対して、年度の事業実績（登録者数・契約市町村数・派遣件数実績・学習会報告等）を報告する。

##### ④ 頸肩腕健診（特殊健康診断）の奨励

手話通訳活動等を行ううえで手指や腕、肩、頸部の筋肉や関節等に痛みを生じ、進行すると物が持てなくなる、腕が動かせなくなる等の病気で、ノートテイクやパソコン要約筆記に関しても腰痛や同様な障害が生じる。また、病気の進行に伴い、精神的にもイライラ感や不眠感等の症状がでることがある。

実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

実施場所：本島地区 とよみ生協病院健診センター（年3回程度）

離島地区 うむやすみやあす・ん診療所（宮古島市・通年）

## **IV 収益事業**

### **1 実施事業**

物品販売等の収益事業を実施し、自己財源を確保することにより法人の財政基盤の強化と安定化を図る。

- (1) 加工食品・製品の委託並びに受託販売
- (2) 自動販売機設置による手数料の確保

### **2 実施期間**

令和4年4月1日～令和5年3月31日

【法人本部運営事業年間行事計画】

年月	行事名
令和4年4月	
5月	<p>令和4年度第1回九州各県・政令指定都市団体長会議（鹿児島県）</p> <p>第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会「九州ブロック予選会」派遣</p> <p>    グランドソフトボール 九州地区予選会（長崎県）</p> <p>    聴覚障害者バレー 九州地区予選（長崎県）</p> <p>第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会事前説明会</p> <p>日身連大会事前説明会</p> <p>令和4年度 第1回理事会</p>
6月	<p>第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会「九州ブロック予選会」開催</p> <p>車いすバスケットボール 九州地区予選（沖縄県・豊見城市）</p> <p>令和4年度第1回沖縄県障害者スポーツサポーター養成講習会</p> <p>第67回日本身体障害者福祉大会 ふくおか大会（Youtube録画配信）</p> <p>第15回宮古地区障がい者スポーツ大会</p> <p>令和4年度 定時評議員会</p>
7月	<p>第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会申込締切日</p> <p>令和4年度第2回沖縄県障害者スポーツサポーター養成講習会</p> <p>第1回市町村身体障害者協会長及び事務担当者会議(7/1 中南部、7/2 北部)</p> <p>音声機能障害者発声訓練・指導者養成研修会 宮古地区</p> <p>日本身体障害者連合会セミナー派遣（東京都）</p> <p>第7回八重山地区障がい者スポーツ大会（予定）</p>
8月	<p>第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会 アーチェリー競技（鏡ヶ丘特別支援学校）</p> <p>第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会 水泳競技（奥武山公園プール）</p> <p>令和4年度第2回九州各県・政令指定都市団体長会議（鹿児島県）</p> <p>県身障者福祉大会準備委員会</p> <p>令和3年度第2回九州各県・政令指定都市団体長会議（熊本県）</p> <p>障害者スポーツ指導員養成</p>
9月	<p>第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会 FD 競技（県総合運動公園レクドーム）</p> <p>第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会 卓球競技（豊見城市民体育館）</p> <p>令和3年度第2回九州各県・政令指定都市団体長会議（熊本県）</p> <p>県身体障害者スポーツ大会業務協力員及び事務担当者説明会（県総合福祉センター）</p> <p>第35回九州身体障害者ゲートボール大会【宮崎県】（調整中）</p>
10月	<p>第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会 陸上競技（県総合運動公園陸上競技場）</p> <p>令和4年度沖縄県身体障害者ボッチャ教室地区交流会 北部</p> <p>第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会</p>
11月	<p>令和4年度沖縄県身体障害者ボッチャ教室地区交流会 中部</p> <p>第15回九州身体障害者グラウンド・ゴルフ大会【鹿児島県】</p> <p>令和4年度第29回九州ブロック身体障害者相談員研修会 鹿児島大会</p>
12月	<p>令和4年度沖縄県身体障害者ボッチャ教室地区交流会 南部（豊見城市民体育館）</p> <p>第55回沖縄県身体障害者福祉大会</p> <p>音声機能障害者発声訓練・指導者養成研修会 石垣地区</p> <p>障害者スポーツ指導員養成</p>

令和5年1月	意思疎通支援事業担当者連絡会 第18回沖縄県身体障害者グラウンド・ゴルフ大会（県総合運動公園レクドーム）
2月	第2回市町村身体障害者協会長及び事務担当者会議 障がい者福祉講演会 沖縄県障害者社会参加推進協議会及び専門部会 令和4年度 第2回理事会
3月	登録手話通訳・要約筆記説明会（調整中） 令和4年度 第2回評議員会
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者社会参加推進センターの運営〈通年〉</li> <li>●障害者110番事業〈通年〉</li> <li>●音声機能障害者発声訓練 〈毎月第1～4土曜日 14:00 場所：沖縄統合医療学院〉</li> <li>●オストメイト社会適応訓練 〈毎月第1土曜日 10:30 場所：敬愛会 中頭病院〉 〈毎月第3金曜日 14:00 場所：(株)琉球光和〉 〈毎月第4金曜日 13:30 場所：北部地区医師会病院〉</li> <li>●障害者社会参加推進センターだよりの発行</li> <li>●沖縄県身体障害者スポーツ教室及び スポーツサポーター養成（各地域にて適宜開催）</li> <li>●公益事業 手話通訳者等・要約筆記者等派遣事業〈通年〉</li> <li>●公益事業 登録者〔手話通訳・要約筆記〕学習会〈月1回程度〉</li> <li>●特殊健康診断（頸肩腕健診）の推進〈年3回以上〉</li> <li>●関係団体への情報提供等〈通年〉</li> <li>●障害者による書道・写真全国コンテスト（県内応募とりまとめ）</li> </ul>

# 障害者支援施設太希おきなわ事業計画

## 第1 運営方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行う。

## 第2 重点目標

- (1) 個々の利用者のニーズを把握し、サービス利用計画書に基づく個別支援計画書の作成、質の高い支援を行うと共に、就労支援・生活支援の更なる強化を図ります。
- (2) 利用者家族、地域社会、関係機関との連携を強化し、ネットワークを構築します。
- (3) 法人内に虐待防止委員会設置し虐待防止の更なる強化を図り、また、身体拘束等の適正化に努めます。
- (4) 業務継続計画（BCP：Business continuity plan）の更なる強化を図り、有事に備える体制づくりを図ります。
- (5) 施設入所支援においては、入浴、排泄及び食事等の介護、相談、援助を行い、また、短期入所利用者を受け入れ、家族の介護負担軽減を図ります。
- (6) 生活介護事業においては創作活動やレク活動の充実を図り、障害の特性や年齢に応じた活動に取り組み、生活の資質向上を図ります。
- (7) 就労継続支援B型事業においては、目標工賃の設定による工賃向上を推進し、魅力ある就労支援に取り組みます。また、就労支援センター太陽の町と連携し地域住民や企業と協働で利用者の多様な働く意欲に応えるための就労支援の充実を図ります。
- (8) 共同生活援助事業所のバックアップ施設としての支援体制を維持します。
- (9) 人事評価制度導入により、障害福祉サービスを担う人材の育成及び専門性の向上を図り、よりよいサービスの提供に努めます。

### 第3 事業内容

#### I サービスの提供内容（介護給付費・訓練等給付費対象サービス）

サービスの種類	サービスの内容		
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。		
訓練 (生活支援)	①生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力等を向上するための訓練を行います。(日常生活訓練・社会適応訓練等) ②身体の機能、生活能力の維持・向上及び生産活動等の訓練を行います。 ③一般就労に必要な・基礎体力の向上や知識マナー等の習得の支援をします。また、事業所外就労支援など一般就労に向けての支援を行います。		
排泄	適切な排泄援助を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行います。		
介護 (生活支援)	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ①入浴 毎日（但し、必要に応じて適切に対応します。） ②着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ③整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。		
日中活動及び余暇活動支援 (生活支援)	①利用者の普段の生活環境とリズムに配慮した支援を行います。 ②利用者に応じ、作業訓練やレク等、必要な活動支援を行います。 ③一人ひとりの生活の幅を広げ、豊かな生活につながるよう支援します。		
生産活動の提供 (就労継続支援)	<工賃の支払い> 当事業所独自の工賃支給規約により、下記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として生産活動に従事している利用者に支払います。		
	班名	作業内容	協力企業
	パン工房班	仕込み、成型作業、個包装、仕分け作業、外部販売、接客・金銭授受	自主生産
	民芸班	琉球みやらびこけしの制作・販売	自主生産
なんでも班	トタン釘の組立作業等の下請作業 ウエスの梱包作業	① 丸久商会 ② (株)ダイショウ	
実習及び求職活動等の支援 (就労継続支援)	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、トライアル雇用、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。		



食事サービス	栄養士の献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、安全でバランスのよい、バラエティーに富んだ食事を提供します。		
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。		
	〈当事業所の嘱託医〉		
	氏名	診療科	診療日
	名嘉 勝男	外科	毎月1回 午後
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。		

## 2 職員の配置状況（厚生労働省の定める指定基準を遵守し職種の職員を配置しています）

### (1) 生活介護事業

	職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算
			専従	兼務	専従	兼務	
1	管理者（施設長）	1		1			
2	サービス管理責任者	1	1				
3	生活支援員	20	18		2		19.7
4	看護師(准看護含む)	3	2		1		3
5	機能訓練指導員	1	1				1
6	医師	1			1		

### (2) 就労継続支援B型事業

	職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算
			専従	兼務	専従	兼務	
1	管理者（施設長）	1		1			
2	サービス管理責任者	1	1				
3	職業指導員・生活支援員	10	8	1	1		9.1
4	目標工賃達成指導員	1	1				1

(3) 施設入所支援事業及び短期入所事業

	職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算
			専従	兼務	専従	兼務	
1	管理者（施設長）	1		1			
2	生活支援員（兼務）	18		18			3

3 障害支援区分、市町村別人員

(1) 障害支援区分別人員

区 分 性別	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
男性	0	0	1	4	10	13	6	34
女性	0	0	0	0	7	8	6	21
計	0	0	1	4	17	21	12	55

(2) 市町村別人員

	那覇市	浦添市	宜野湾市	うるま市	南城市	豊見城市	糸満市	石垣市	八重瀬町	南風原町	北谷町	伊是名	中城村	沖縄市	名護市
男性	8	2	4	2	1	1	1	2	4	3	0	0	0	0	1
女性	5	0	2	1	1	1	4	0	1	2	0	0	0	0	0
計	13	2	6	3	2	2	5	2	5	5	0	0	0	0	1

	宮古島市	大宜味村	読谷村	嘉手納町	西原町	渡嘉敷村	久米島町	合計
男性	1	1	0	0	3	1	0	34
女性	0	0	1	1	1	0	1	21
計	1	1	1	1	4	1	1	55

4 サービスに係る施設等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
居室（施設入所）	60室	（全室個室）
居室（短期入所）	3室	（全室個室）
洗面室	8室	A棟1階2室、2階2室、3階2室／B棟2室
脱衣所	6室	A棟1階2室、2階2室、3階2室

浴室	6室	A棟1階2室（大浴室）、2階2室、3階2室
便所	16室	A棟1階5室、2階3室、3階2室／B棟6室
リネン室	1室	A棟地階1室
相談室	2室	A棟1階2室
医務室・支援室	3室	A棟1階1室、2階1室、3階1室
食堂兼娯楽室	1室	A棟2階1室
生活介護室	1室	B棟1階1室
作業室	6室	B棟1階3室、2階3室
厨房	1室	A棟2階1室
洗濯干場	64室	各居室ベランダに設置
会議室	1室	A棟地階1室
事務室	2室	A棟1階1室

## 5 年間行事計画

行事については、「障害者支援施設太希おきなわ及び就労支援センター太陽の町」として実施する。また、各事業で必要な場合は各事業で実施する。関連行事についてはその都度、検討し参加する。

年月	行事名
令和4年4月	・全体会議
5月	
6月	・施設外活動（生活介護） ・総合災害避難訓練①
7月	・大掃除② ・施設外活動（生活介護） ・健康診断（利用者）
8月	・社会見学（就労） ・第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会（アーチェリー競技） ・第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会（水泳競技）
9月	・第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会（卓球競技） ・第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会（FD競技）
10月	・第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会（ボッチャ競技） ・第58回沖縄県身体障害者スポーツ大会（陸上競技）
11月	・秋まつり 11月12日（第2土曜日） ・非常災害避難訓練②
12月	・大掃除③

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族会&amp;施設合同忘年会</li> <li>・生活介護クリスマス会</li> <li>・健康診断（利用者）</li> <li>・第55回沖縄県身体障害者福祉大会(中部地区)</li> <li>・沖縄県身体障害者福祉展</li> </ul>
令和5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年地域交流もちつき大会</li> <li>・沖縄県障がい者スポーツ・レクリエーション</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生年祝い会</li> <li>・災害避難訓練③</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回いとまん平和トリムマラソン</li> <li>・就労作業場報告会</li> </ul>
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝会（毎月 月初め、臨時）</li> <li>・クラブ活動（毎月第2木曜日）</li> <li>・生活支援会議（毎月第3木曜日）</li> <li>・職務会議（毎月 月末）</li> <li>・給食会議（随時）</li> <li>・工賃支給・就労支援会議（年12回）</li> <li>・世話人会議（毎月第1・3水曜日）</li> <li>・ヒヤリハット検討会議（年4回 偶数月第2金）</li> <li>・差別解消・虐待防止勉強会（年3回）</li> <li>・研修委員会【法人本部・施設合同】（年6回）</li> <li>・衛生委員会【法人本部・施設合同】（毎月1回）</li> </ul>

# 就労支援センター 太陽の町

## 第1 運営方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、指定障害福祉サービスの提供を行う。

## 第2 実施事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（沖縄県条例29号、31号）に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、雇用されることが困難になった障害者に生産活動の機会の場の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

## 第3 就労継続支援B型事業所の名称等

- (1) 名称 就労支援センター太陽の町
- (2) 所在地 〒901-0502  
沖縄県島尻郡八重瀬町字大頓1154番地1  
福地アパート1F
- (3) 連絡先 080-8354-4608

## 第4 重点目標

- (1) 個々の利用者のニーズを把握し、サービス利用計画書に基づく個別支援計画書の作成、質の高い支援を行うと共に、就労支援の更なる強化を図ります。
- (2) 利用者家族、地域社会、関係機関との連携を強化し、ネットワークを構築します。
- (3) 目標工賃の設定による工賃向上を推進し、また、近隣企業と連携し施設外就労の充実を図ります。

## 第5 事業内容

### I サービスの提供内容（訓練等給付費対象サービス）

サービスの種類	サービスの内容									
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。									
生産活動の提供 (就労継続支援)	<p>&lt;工賃の支払い&gt;</p> <p>当事業所独自の工賃支給規約により、下記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として生産活動に従事している利用者に支払います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">班名</th> <th style="width: 45%;">作業内容</th> <th style="width: 30%;">協力企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チャレンジ班</td> <td>野菜の生産及び草花の生産販売の施設清掃作業</td> <td>① 太希おきなわ</td> </tr> <tr> <td>食品班</td> <td>ティー、コーヒーパック袋詰め作業 県広報誌、交通安全ポスター・チラシ等の発送業務 割箸袋詰め作業 ニンジンの選別袋詰め納品作業 食品表示シールの貼付作業</td> <td>②ソーエイドー（株） ③沖縄県 ④上原清吉商会 ⑤大保農園 ⑥(株)島酒屋</td> </tr> </tbody> </table>	班名	作業内容	協力企業	チャレンジ班	野菜の生産及び草花の生産販売の施設清掃作業	① 太希おきなわ	食品班	ティー、コーヒーパック袋詰め作業 県広報誌、交通安全ポスター・チラシ等の発送業務 割箸袋詰め作業 ニンジンの選別袋詰め納品作業 食品表示シールの貼付作業	②ソーエイドー（株） ③沖縄県 ④上原清吉商会 ⑤大保農園 ⑥(株)島酒屋
	班名	作業内容	協力企業							
	チャレンジ班	野菜の生産及び草花の生産販売の施設清掃作業	① 太希おきなわ							
食品班	ティー、コーヒーパック袋詰め作業 県広報誌、交通安全ポスター・チラシ等の発送業務 割箸袋詰め作業 ニンジンの選別袋詰め納品作業 食品表示シールの貼付作業	②ソーエイドー（株） ③沖縄県 ④上原清吉商会 ⑤大保農園 ⑥(株)島酒屋								
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、トライアル雇用、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。									
食事サービス	栄養士の献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、安全でバランスのよい、バラエティーに富んだ食事を提供します。									
健康管理	<p>日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p> <p>&lt;当事業所の嘱託医&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 30%;">診療科</th> <th style="width: 40%;">診療日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名嘉 勝男</td> <td>外科</td> <td>毎月1回 午後</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	診療科	診療日	名嘉 勝男	外科	毎月1回 午後			
	氏名	診療科	診療日							
名嘉 勝男	外科	毎月1回 午後								
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。									

## 2 職員の配置状況（厚生労働省の定める指定基準を遵守し職種の職員を配置しています）

### （1）就労継続支援B型事業

	職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算
			専従	兼務	専従	兼務	
1	管理者	1		1			0.5
2	サービス管理責任者	1		1			0.5
3	職業指導員・生活支援員	4.5	4		1		4.5
4	目標工賃達成指導員	1	1				1

## 3 市町村別利用者人員

### （1）市町村別利用者人員

	那覇市	浦添市	宜野湾市	うるま市	南城市	糸満市	八重瀬町	南風原町	伊是名	中城村	合計
男性	3	0	1	1	2	1	1	1	0	1	11
女性	2	2	0	0	0	0	2	2	1	0	9
計	5	2	1	1	2	1	3	3	1	1	20

## 4 サービスに係る施設等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
訓練・作業室A B	2室	
相談室	1室	
トイレ	2室	
休憩室	1室	
台所	1室	
倉庫	1室	

## 5 年間行事計画

行事については、「障害者支援施設太希おきなわ」として実施する。また、就労支援センター太陽の町に関連する行事についてはその都度、検討し参加する。

年月	行事名
令和4年 6月	非常災害避難訓練①（総合）
11月	非常災害避難訓練②
12月	大頓地区全体清掃作業

## 共同生活援助事業所おきしんきょう事業計画

### 第1 運営方針

地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを適切かつ効果的に行ない、居住者が安心して、快適な生活を過ごすことができるよう支援する。また、各相談支援事業所や行政機関と連携が円滑に図れるよう努める。

### 第2 事業内容

#### 1 サービス提供内容（訓練等給付費対象サービス）

サービスの種類	サービスの内容
食事の提供及び家事の支援	食事を提供し、日常生活に必要な家事の支援を行なう。
日常生活上の介護	利用者に対して、入浴、排泄又は食事の介護等を行う。
相談及び介護	利用者が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言介護等を行なう。
心身の健康管理	病院への診察や連絡調整を行なう。
家族、地域との結びつき支援	①家族との連絡を密にとれるよう支援する。 ②地域住民との結びつきを重視し、交流の機会を確保するよう支援する。
防災管理のための支援	宿直者による深夜の見回り、本体施設との連携、緊急連絡網等を整え、防災・安全管理に努める。
健康管理のための支援	①バイタルチェックや与薬その他身体機能又は、生活能力の向上のために必要な支援を行なう。 ②本体施設、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行なう。
余暇活動のための支援	一人ひとりの生活に潤いを与え、豊かな生活につなげるよう趣味活動等への参加をするための支援をする。



## 2 職員の配置状態（厚生労働省の定める指定基準を遵守し職種の職員を配置しています）

	職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算
			専従	兼務	専従	兼務	
1	管理者	1		1			
2	サービス管理責任者	2	2				2
3	生活支援員	2	1	1			1.5
4	世話人	15			15		8.4
5	宿直用務員	2			2		1.6

※常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

## 3 共同生活住居の名称、所在地、定員

名称	所在地	定員	合計
玻名城 A-1	沖縄県八重瀬町玻名城 205-1	5名	29名
玻名城 A-2	沖縄県八重瀬町玻名城 205-1	5名	
玻名城 B-1	沖縄県八重瀬町玻名城 205-1	4名	
玻名城 B-2	沖縄県八重瀬町玻名城 205-1	5名	
玻名城 C-1	沖縄県八重瀬町玻名城 205-1	5名	
玻名城 C-2	沖縄県八重瀬町玻名城 205-1	5名	
仲座	沖縄県八重瀬町仲座 605 番地	5名	5名

## 4 障害支援区分、市町村別人員

### (1) 障害支援区分別人員

区分 性別	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
	男性	12	0	2	2	0	0	0
女性	10	0	0	3	0	0	0	13
計	22	0	2	5	0	0	0	29

### (2) 市町村別人員

	那覇市	浦添市	宜野湾市	うるま市	南城市	豊見城市	糸満市	石垣市	八重瀬町	南風原町	北谷町	伊是名	中城村	合計
男性	4	0	1	1	3	1	2	1	2	0	0	0	1	16
女性	1	2	0	1	1	1	0	0	3	2	1	1	0	13
計	5	2	1	2	4	2	2	1	5	2	1	1	1	29

## 5 年間行事

年 月	行 事 名	場 所	摘 要
令和4年 6月	地域全体清掃	ホーム周辺	区行事と同時実施
7月	非常災害避難訓練①	ホーム敷地内	避難場所の確保
8月	外食サービス	南部一円	日頃の労をねぎらうことによりリフレッシュを図る。
9月	盆踊り・シーサー見学	地域	地域行事参加へ参加・交流
12月	地域全体清掃	ホーム周辺	区行事と同時実施
	クリスマスイルミネーション点灯式	ホーム敷地内	イルミネーションの彩りを地域住民と一緒に楽しむ
	クリスマス会	ホーム内	メンバーの皆でのんびりクリスマスを楽しむ。
令和 5年2月	お花見	南部一円	日頃の労をねぎらうことによりリフレッシュを図る。
3月	非常災害避難訓練②	ホーム敷地内	避難場所の確保
備 考	<p>◆地域行事、公民館等の諸行事、区民総出の全体清掃等への積極的参加を促し、地域住民との交流を図るとともに、ホームについての理解と協力体制を構築する。</p> <p>◆朝礼（毎月 月初め、臨時）</p> <p>◆職務会議（毎月 月末）</p> <p>◆GH生活支援会議（毎月第4水曜日）</p> <p>◆世話人会議（毎月第2水曜日）</p> <p>◆利用者ミーティング（毎月第2火曜日）</p> <p>◆グループホーム自治会会議（年2回）</p>		

## 令和4年度 相談支援事業所 沖身協 事業計画

### I 実施事業

障害児・者及び家族・関係者からの生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携を図り、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう相談事業を行う。

また、地域生活支援拠点等の機能を担う施設「障害者支援施設太希おきなわ」と連携し緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な支援を行う。

#### 1. 相談支援事業所の名称等

- (1) 名称 相談支援事業所 沖身協
- (2) 所在地 八重瀬町仲座1038-1
- (3) 連絡先 098-851-3998

#### 2. 職員体制

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
- (2) 相談支援専門員 4名（常勤専従）

#### 3. サービス提供の内容

##### (1) 指定特定相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される「特定相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

- ①計画相談支援の提供
- ②サービス等利用計画の作成
- ③モニタリングの実施
- ④利用者負担額等の受領事務
- ⑤支援費請求業務
- ⑥利用者からの相談・苦情処理に関する業務
- ⑦事業統計の作成 等

##### (2) 指定障害児相談支援事業

児童福祉法に規定される「障害児相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

- ①障害児相談支援の提供
- ②障害児支援利用計画の作成
- ③モニタリングの実施
- ④利用者負担額等の受領事務
- ⑤支援費請求業務
- ⑥利用者からの相談・苦情処理に関する業務
- ⑦事業統計の作成 等